

財務省告示第六百十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）第十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

なお、昭和四十六年九月大蔵省告示第九十七号（日本万国博覧会記念協会法施行令等の規定に基づき財務大臣の指定する有価証券を定める件）は、平成十五年九月三十日限り、廃止する。

平成十五年九月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 特別の法律により法人の発行する債券
- 二 金融債
- 三 社債
- 四 貸付信託の受益証券